

「千葉市病院局における医療事故の公表に関する指針」の策定について

本市では、「千葉市病院局における医療事故の公表に関する指針」を策定しましたので、お知らせします。

1 策定の趣旨

市立病院で発生した医療事故について、市民に適切な情報提供を行うことにより、病院運営の透明性を高め、市立病院への信頼を確保し、もって病院局の使命の1つである「安全・安心な医療」を提供することを目的として、医療事故に関する公表基準を定める。

2 医療事故の個別公表

(1) 公表基準

ア 有過失の医療事故のうち、患者に重大な結果が発生した場合（患者が死亡した場合又は障害や後遺症が残った場合）は個別に当該医療事故の公表を行う。

イ 過失の有無を問わず、他の医療機関への周知が図られ同様の重大事故の予防につながる場合は、日本医療機能評価機構に報告し、同機構を通じて公表を行う。

(2) 公表内容

ア 医療事故の公表に当たっては、患者等に対して事前に書面により同意を得るものとする。

イ 医療事故の公表を行う場合には、事故発生場所（事故が発生した病院名）、事故発生日（年月）、患者の年代、事故発生の経過、結果の概要、再発防止策を公表する。ただし、患者又は家族の同意を得られない項目については、非公表とする。

(3) 公表時期

事故発生後速やかに原因究明に努め、医療の過程で過失があると判断した場合は、速やかに公表を行う。

(4) 公表方法

ホームページへの掲載等による公表を行う。

(5) 公表手続

公表の判断は、医療事故の調査・検証に係る委員会を経て、各市立病院の院長が決定する。

3 医療事故の報告件数の一括公表

年度単位で集計した医療事故（医療従事者の過失の有無を問わない）に係る報告書の報告件数（報告内容別件数等）を年1回、ホームページにおいて公表する。

4 施行期日

平成30年11月1日（木）

本指針は、施行の日以後に発生した医療事故から適用する。

5 添付資料

千葉市病院局における医療事故の公表に関する指針